

市県民税等申告相談

受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)

(2月27日(土)と3月13日(日)は午前の部のみ受付)

▼問い合わせ先

- ・市県民税申告相談について 税務課 市民税係
- ・確定申告／源泉徴収票／e・Taxについて 佐久税務署 ☎0267・67・3460

市県民税と所得税

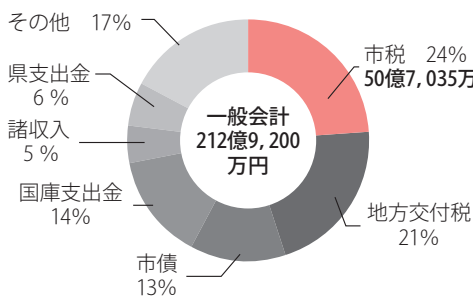
市県民税や所得税は、地域や社会で必要な活動や物事の費用を市民の皆様で公平・公正に分担していただく性格をもった税金です。平成26年度の小諸市決算では、税収の約34%、歳入の約8%が、皆様からの市県民税で占められています。

申告が必要な方

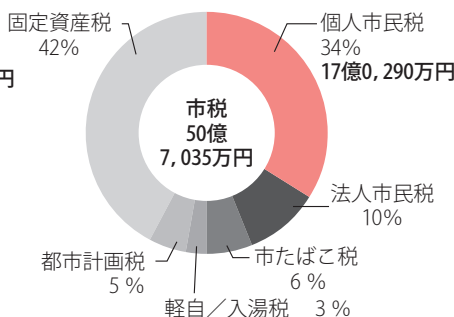
市県民税の申告 平成28年1月1日現在、小諸市内に住所があり、次のいずれにも該当しない方は、市県民税の申告が必要です。

- 所得税の確定申告をする方
- 給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている方
- 確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている方
- 遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方

平成26年度 小諸市の歳入内訳



平成26年度 市税の内訳



今回の申告相談会では、平成27年中(1月1日～12月31日)の収入や生活の様子(誰を扶養しているか)「社会保険料の支払額は」などについて申告をしていただきます。申告に基づき、平成28年度の市県民税や平成27年分の所得税が算出されます。

所得税の確定申告

次のような場合に該当し、**所得税が発生する方は、確定申告が必要です。**

- 給与収入を年末調整していない方
- 営業・農業・不動産などの所得がある方
- 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある方

※これら以外にも申告が必要となる場合があります。詳しくは佐久税務署にお問い合わせください。

佐久税務署での申告

次に該当する方は、書類審査等があるため、佐久税務署での確定申告をお願いします。

- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方
- 家屋の新築・増改築・購入などで初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(認定長期優良住宅、バリアフリー改修、省エネ改修を含みます。)
- 先物取引、FX、J・REITなどがある方

今年市県民税等申告相談の会場はこもろプラザ2階市民交流センターです。

